

日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づいた本学の実施状況について

本学は、自主性・自律性を最大限発揮しながら、ステークホルダーへの積極的な説明責任を果たすとともに、経営方針や経営姿勢を自主的に点検し、本学の健全な成長と発展に繋げるための行動規範となるガバナンス・コードとして、一般社団法人日本私立大学連盟による「私立大学ガバナンス・コード」を採用しています。

ガバナンス・コードにおいて、具体的な行動を定めている「実施項目」の 2025 年度における実施状況を点検した結果は、下記の通りです。

今年度の点検で採用した私大連のガバナンス・コード改訂版(第 2.1 版)においては、「実施項目」が、(A)多くの法人に共通する実効的な取組例(79 項目)と、(B)ガバナンス向上のために推奨される取組例(43 項目)に分けて明示されました。なお、(B)については、加盟大学で実施されている理想的な取組みをグッド・プラクティスとして挙げているものであり、現在実施していなくとも「遵守原則」を「遵守していない」とはならないとされています。

基本原則 実施状況	1. 自律性の 確保 (遵守)	2. 公共性の 確保 (遵守)	3. 信頼性・透明 性の確保 (遵守)	4. 継続性の 確保 (遵守)	合 計
○：実施している、 概ね実施している	20	16	53	29	118
△：十分でない点がある	－	－	－	－	－
×：実施していない	－	－	2	－	2
－：該当しない	－	－	－	2	2
合 計	20	16	55	31	122

点検結果は、ほぼすべての項目で「○:実施している、概ね実施している」ですが、「3.の信頼性・透明性の確保」のうち、下記 2 項目が「実施していない」という結果となりました。

- (1)3-1-1 (A3) 「監事監査の継続性を担保及び監事の独立性を確保するために、監事全員が同時期に入れ替わらないよう監事の選任時期などを工夫する。」
- (2)3-2-4 (B1) 「公益通報窓口を法人内に設置するだけでなく、法人外にも設置し、公益通報に係る体制を実効的に機能させる。」

(1)については、先般の私学法改正を機に一斉に就任しているため、任期が同時期になっていますが、次回監事選任時に任期を工夫するなどの対応を検討する予定です、(2)については、内部監査室が公益通報窓口となっており、監事とともに現状その機能を十分に果たしていますが、体制高度化の必要性や費用対効果などを踏まえつつ、将来的に取り組むべき課題として認識しています。

以上のことから、本法人ではガバナンスの改善・強化が着実に実施されており、法人としてのガバナンス体制は概ね整っているものと評価しています。今後とも、基本原則である自律性、公共性、信頼性・透明性、継続性の確保の観点から、ガバナンス体制の一層の改善、強化に向けて引き続き取り組んで参ります。

日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づいた本学の実施状況

※A：「実施項目」の中でも重要性が高く、多くの法人に共通する実効的な取組例を示したものである。これらの項目の多くが行われていると、「重点事項」を達成し、「遵守原則」を遵守していると判断できる。
 B：法人が実施しているグッド・プラクティス等であり、ガバナンス向上のために推奨される、もしくは将来的に取り組んでもらいたい取組の一例である。これらの項目を実施していないとしても、「遵守原則」を遵守していないとはならない。
 ただしA、B以外の方法でも「重点事項」の達成は可能であり、これ以外の取組を排除するものではない。

【実施状況】○：実施している又はおおむね実施している、△：十分でない点がある、×：実施していない、－：該当なし

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目	実施状況 2025		
1	自律性の確保	本法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。	1-1 本法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得る必要がある。	1-1-1	本法人は、事業に関する中長期的な計画又は事業計画等（以下「中期計画等」という）の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。	A1	○
				A2	○		
				A3	○		
				A4	○		
				A5	○		
				A6	○		
				A7	○		
				A8	○		
			B1	○			
			1-2 本法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。	1-2-1	本法人は、自主性・独立性を確保するために、執行と監視・監督の役割を明確化し、それぞれが有効に機能するようにする。	A1	○
				A2	○		
				A3	○		
				A4	○		
				A5	○		
A6	○						
1-2-2 本法人は、自主性・独立性を確保するために、建設的な協働と相互けん制が有効に機能する体制を確立する。	A1	○					
	B1	○					
2	公共性の確保	本法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。	2-1 本法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。	2-1 本法人は、本法人が目指す人材育成（大学教育）を行うために、教育の質向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。	A1	○	
					A2	○	
					A3	○	
					A4	○	
					A5	○	
					B1	○	
					B2	○	
					B3	○	
			B4	○			
			2-2 本法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。	2-2	本法人は、市民講座・ボランティア活動・地域課題解決等の地域連携プログラムを通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。	A1	○
				A2	○		
				A3	○		
				B1	○		
				B2	○		
B3	○						
B4	○						

日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づいた本学の実施状況

※A：「実施項目」の中でも重要性が高く、多くの法人に共通する実効的な取組例を示したものである。これらの項目の多くが行われていると、「重点事項」を達成し、「遵守原則」を遵守していると判断できる。
 B：法人が実施しているグッド・プラクティス等であり、ガバナンス向上のために推奨される、もしくは将来的に取り組んでもらいたい取組の一例である。これらの項目を実施していないとしても、「遵守原則」を遵守していないとはならない。
 ただしA、B以外の方法でも「重点事項」の達成は可能であり、これ以外の取組を排除するものではない。

【実施状況】○：実施している又はおおむね実施している、△：十分でない点がある、×：実施していない、－：該当なし

基本原則		遵守原則	重点事項		実施項目	実施状況 2025		
3	信頼性・透明性の確保	本法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。	3-1	本法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。	3-1-1	本法人は、本法人におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上及び監事機能の実質化のため、監事の独立性を確保し、監事の支援体制を整備したうえで、必要に応じて改善を行い、監視・監督機能の強化を図る。	A1	○
							A2	○
							A3	×
							A4	○
							A5	○
							A6	○
							B1	○
							B2	○
			B3	○				
			3-1-2	本法人は、会計情報の信頼性を担保する会計監査人機能の実質化のため、会計監査人の選任過程を明確化し工夫・改善を図る。	A1	○		
					A2	○		
					A3	○		
					A4	○		
			3-2	本法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。	3-2-1	本法人は、理事及び学長の選任方法を開示し、学校法人の執行体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の執行体制の実質化を図る。	A1	○
A2	○							
A3	○							
A4	○							
A5	○							
A6	○							
3-2-2	本法人は、監事の選任過程の明確化、評議員の選任方法を開示し、学校法人の監視・監督体制について多くのステークホルダーの理解が得られるように、必要に応じて改善を行い、学校法人の監視・監督体制の実質化を図る。	A1			○			
		A2			○			
		A3			○			
		A4			○			
B1	○							
B2	○							
B3	○							
B4	○							

日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づいた本学の実施状況

※A：「実施項目」の中でも重要性が高く、多くの法人に共通する実効的な取組例を示したものである。これらの項目の多くが行われていると、「重点事項」を達成し、「遵守原則」を遵守していると判断できる。
 B：法人が実施しているグッド・プラクティス等であり、ガバナンス向上のために推奨される、もしくは将来的に取り組んでもらいたい取組の一例である。これらの項目を実施していないとしても、「遵守原則」を遵守していないとはならない。
 ただしA、B以外の方法でも「重点事項」の達成は可能であり、これ以外の取組を排除するものではない。

【実施状況】○：実施している又はおおむね実施している、△：十分でない点がある、×：実施していない、－：該当なし

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目	実施状況 2025	
			3-2-3 本法人は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制を確立し、必要に応じて改善を行い、内部統制の実質化を図る。	A1	○	
				A2	○	
				A3	○	
				A4	○	
				B1	○	
				B2	○	
			3-2-4 本法人は、ガバナンス体制が機能不全に陥っていないかを把握するために、有効な内部通報制度を確立し、必要に応じて改善を行い、運用体制の開示を含め、内部通報の実質化を図る。	A1	○	
				A2	○	
				B1	×	
				B2	○	
			3-3 本法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。	3-3-1 本法人は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度を整備し、必要に応じて改善を行い、情報公開の充実を図る。	A1	○
					A2	○
					A3	○
					A4	○
B1	○					
3-3-2 本法人は、情報を公開するにあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を図る。	A1	○				
	A2	○				
	A3	○				
	A4	○				
	B1	○				
4 継続性の確保	本法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。	4-1 本法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。	4-1 本法人は、大学運営に係る諸制度によるガバナンス機能の向上のため、外部人材※も有効に活用し、理事会及び監事、評議員会等の機能の実質化を図る。 ※私立学校法第38条第6項を踏まえ、役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかったとき、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。	A1	○	
				A2	○	
				A3	○	
				A4	○	
				A5	○	
				A6	○	
				A7	○	
				B1	○	
				B2	○	
				B3	○	

日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」に基づいた本学の実施状況

※A：「実施項目」の中でも重要性が高く、多くの法人に共通する実効的な取組例を示したものである。これらの項目の多くが行われていると、「重点事項」を達成し、「遵守原則」を遵守していると判断できる。
 B：法人が実施しているグッド・プラクティス等であり、ガバナンス向上のために推奨される、もしくは将来的に取り組んでもらいたい取組の一例である。これらの項目を実施していないとしても、「遵守原則」を遵守していないとはならない。
 ただしA、B以外の方法でも「重点事項」の達成は可能であり、これ以外の取組を排除するものではない。

【実施状況】○：実施している又はおおむね実施している、△：十分でない点がある、×：実施していない、－：該当なし

基本原則		遵守原則	重点事項	実施項目	実施状況 2025
		4-2 本法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。	4-2-1 本法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現できることを説明するために、学校法人会計基準に従った会計帳簿を適時・正確に	A1	○
				A2	－
				A3	○
			4-2-2 本法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化及び強化を図る。	A1	○
				A2	○
				A3	○
				A4	○
				B1	－
				B2	○
		4-2-3 本法人は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保及び教育研究活動の継続性確保のために、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、必要に応じて運用体制を見直し、有効な危機管理体制を拡充する。	A1	○	
			A2	○	
			A3	○	
			A4	○	
			A5	○	
			A6	○	
		B1	○		
		B2	○		

(注) 2025年度は「私立大学ガバナンス・コード【第2.1版】(令和7年3月18日改訂)」に基づく実施状況。